

サービス提供体制確保事業助成金

介護事業所・施設等において、新型コロナウイルス感染者が発生したり、濃厚接触者に対応いただいたことに伴い発生した「かかり増し費用」を助成します。

※ コロナ流行に伴い、居宅でサービスを提供した通所系事業所や、他の事業所等に職員を応援派遣した事業所も対象となります。

※ 要件等、詳しくは、京都府ホームページ（下欄参照）をご確認ください。

サービス提供の継続支援

感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供するための経費を助成。

- 衛生用品の購入費（消耗品に限る）
- 事業所の消毒、感染性廃棄物処理費
- 臨時雇用費・割増賃金 など

施設内療養への支援

医療機関との連携体制の確保、感染症に関する訓練・研修を行っていることが必要です。（令和5年5月8日～）

やむを得ず施設内療養を行う場合、ゾーニングなどの対策を適切に行うための手間・費用に対し助成。

- 施設内療養者1人につき1日 **5千円**

※ 施設内療養期間中に限る。療養開始から15日間以内。

令和5年10月～
単価等見直し

- 要件（裏面Q4参照）に該当すれば1人1日 **5千円**を追加

◆京都府ホームページ

京都府 サービス提供体制確保

検索



<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/sa-bisuteikyoutaisei.html>

◆問い合わせ先 京都府高齢者支援課

koreishien@pref.kyoto.lg.jp

※ 各種お問い合わせが多くなっています。正確にお答えするためにも、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

京都市内に所在する事業所は、京都市介護ケア推進課（kaigo-seibi@city.kyoto.lg.jp）にお尋ねください。